

会 報

第 60 号

令和3年4月30日



おきなわ



八重岳の桜並木

沖縄県土地家屋調査士会

目 次

揣摩憶測	沖縄県土地家屋調査士会会长	比嘉 定善1
ご挨拶	沖縄県土地家屋調査士政治連盟会長	糸数 厚3
ご挨拶	公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会代表理事	島袋 裕二4
新入会員紹介			5
新入会員挨拶			6
各種活動報告			9
時々思う人間の進歩について		寄稿 親泊 伸孝13
会則の変更について		寄稿 総務部長 平良 正人14
新旧三角点成果の比較について		寄稿 業務部長 福原 義隆16
お知らせ			19
沖縄県土地家屋調査士会那覇支部 第49回定時総会		27
スナップ写真集			28
編集後記			31
広告			32

に伴い、通信・情報のデジタル化、それに伴う行政改革が推し進められようとしています。民間では、車両の自動運転、ドローンの自動運行等を視野に大手通信各社が四千点以上の個人電子基準点を設置しています。それにより、国土地理院電子基準点のみを使用したRTK単点測量より高精度の位置情報が得られると公表しています。同時に、小型で安価な受信アンテナの開発、ブラウザを用いた解析ツールの開発も進めている様です。今後、位置情報の精度を高めるため更に加熱していく事が予想できます。この事は、測量概念の再構築に繋がり、我々の業務に直接影響を及ぼす大変革になる可能性が高い事だと留意するべきでしょう。近い将来の位置情報を取り巻く環境はどうなっているのだろうか。

(エッ、携帯電話で高精度の位置情報が判る?・・)。

また、全国での災害増加に伴い、その対策として法整備が進められています。土地基本法では土地所有者等の責務、適正な利用・管理を重視した基本理念に方針変更され、土地所有者等の責務として、登記手続、権利関係の明確化の措置及び所有権の境界の明確化の措置を適切に講ずるように努めなければならぬと改正されました。

更に、本年は、所有者不明土地問題から発生する様々な問題に対応するため、民法や不動産登記法の改正が予定されています。相隣関係、様々な場面での裁判所による管理人の選任、共有制度の見直し、相続登記の義務化、登記事項を正しく公示するための方策で我々の業務に大きく影響するものとなるでしょう。

(登記行政改革の再燃?国(登記制度)は何処に向かっているのか?・・)。

一方で、(一社)金融財政事情研究会の主催する『筆界認定の在り方に関する検討会』において、区画が明確な土地(14条地図区域

も含まれる)については、筆界確認情報の作成及び法務局への提供を不用とすることができないか等の検討が行われており、その成果は、近々、民事二課より通達が出るのではないかとの情報が有ります。そうなれば、その内容の如何にもよるが、業務に大きく影響することは確かでしょう。

(筆界と所有権界の現実的な解釈はどうなる?)

(筆界の専門家の立場はどうなる?)。(登記行政変革の一歩なのか?)。

不動産に関連した法令等の度重なる改正、政府のデジタル行政に向けての施策、情報技術の急速発展、毎年発生する大規模自然災害等と先行き不透明な社会情勢の中で、あれこれ憂慮しても仕方の無い事だが、我々調査士は、霧中においても常に注意深く観察し考え、変化への提言、対策を心掛けなければならないと感じます。諸々の事から妄想すると、これから調査士のメイン業務は、土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、訴訟手続への関与ということになるかも知れません。

(マサカヤー、ジュニナー)。(ワンの分筆登記はマニー? まさか国交省が?・)。

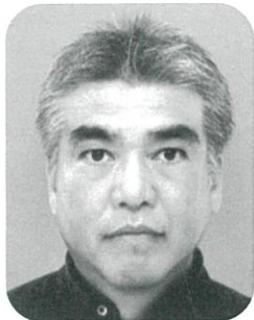
(他業種の調査士業務への参入は認めないぞ?・)。

独り言はまだまだ有りますが、あまり妄想すると何処の誰かが規制をかけそうですのでこの辺で止めておきます。

私のモヤモヤとした不安(憶測)が杞憂であることを願うばかりです。

しかし、激変の時代において、我々、調査士は、業務拡大機会を逃さぬ様、どのような変化にも対応するため、個々人のスキルアップを心掛ける必要を感じます。

会員一丸となって頑張りましょう。(ハヘモーソウですかね?・)?



ご挨拶

公益社団法人 沖縄県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会

代表理事 島袋 裕二

平素より当協会の公益目的事業につき、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。当協会は平成26年4月に公益社団法人へ移行し、「不動産に関する権利の明確化推進」実現のための事業を進めております。

ここで最近の当協会の状況を報告します。

- ・土地家屋調査士会員数が174名中、当協会へは100名が社員登録しております。
- ・各事務所の人数比率は(中部:43名 南部:34名 北部:11名 八重山:6名 宮古:6名)
- ・年齢分布は30代:9名 40代:15名 50代:21名 60代:37名 70代:16名 80代:2名
- ・令和2年度の事業収入は約4億円の見込みです。

今回、会報への寄稿にあたり、当協会にある懸念事項の一部を記して会員各位の協力を求めたいと思います。

- ・事務所職員(補助者)を土地家屋調査士資格取得へ導いてください。
- ・会員の皆様、当協会への入会を検討してください。
- ・土地家屋調査士法89条(非調査士等との連携の禁止)「会員は、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に、自己の名義を貸与する等、他人をして調査士の業

務を取り扱わせるよう協力し、又は援助してはならない。」を厳守してください。

これらのことからお分かりの通り、社員の高齢化が進み今後の活動には若手の人材確保が必要となります。当協会では優秀な人材を求めております。

測量技術の飛躍的な進歩等、社会情勢が目まぐるしく変化する中、我々は公益社団法人として、公益目的事業の継続的な実施を通し、国民の不動産に関する権利の明確化実現に向か、邁進するとともに、土地家屋調査士業界全体の発展のため、誠心誠意努力しますので、今後ともご協力をお願い申し上げます。



新入会員挨拶

那覇支部 佐藤惣範

私、今年度5月に登録をして以来コロナ禍の中にいて、不安と希望を胸にいだきながら業務の多忙を期待しながら……過ごしてまいりました。

今年度3月11日は、東日本大震災が起きてから10年が過ぎました。この年の登録は、両親にどうしても報告したい、離れていても復興に頑張るみんなにエルを送りたい。そんな思いから急いで自分の勇姿を見てもらいたかったからでした。

思い起こせば、この災害復興の時間と現地の被災された方々の気持ちの回復の期待とともに、この、沖縄での生活があったと思っております。

右も左もわからぬ沖縄県での暮らしは、東北人であり、この年齢を重ねた私にとって苦労の連続がありました。

しかし、そのなかでも沖縄県の方々の心温かい親切や心遣いに、救われてきました。現在も、東北人のなりに耐えていただきながら、わけへだてなく声をかけてくださります。たまに、お互いが話が通じていないかも?なんて時もありますが。(笑)

同業の、まだお会いできていない諸先輩の方々の中において、唯一お会いできたのは認証式、登録の際に調査士会の会長をはじめ、幹部・役員の方々でしたが、とても親しみのある心の大きい方々であり、励ましの言葉等本当にありがとうございました。

雪の降らない1年中測量の現場ができると、この沖縄で人生の中でどうしても土地家屋調査士になりたいという気持ちがふつふつと沸き上がり、合格・登録という願いが叶いました。でも暑さは、ただ事ではありませんね。

これまで、くじけそうなときに「やればできる」「力の限り生きてやれ」と私の好きな言葉ですが、繰り返し、繰り返し唱えながらでしたが、実際の心の叫びは、新人の私には仕事がありません。仕事ください。これのほうが多かったです。(笑)

なんでもなく普通に生活をしていると、気が付かない何の事ない言葉ですが、苦しいときや頑張り時はとても、励みになりました。

沖縄の方々とこれから的人生を共に楽しみ、東北の方との交流のほんの少しの橋渡し、そして、土地家屋調査士としての使命や職責を、肝に銘じながら頑張りたいと思います。

最後に、一般の方々には、土地家屋調査士ってなに?なにを調査するの?すごい資格?等々よく言われます。もっと、土地家屋調査士をアピールしないとですね。



那覇支部 外間 宗一郎

【振り返ると8年】

約8年前の事、私は土木関係の重機オペレーターをしており1年の350日は現場で働いていました。(笑)

朝は6時に現場に向かい、夜は9時まで現場、唯一の日曜日休みも現場が立て込んでおり出勤の毎日。

代わりのオペレーターもいなかった為、友人の結婚式にも参加できず、このまま仕事だけの毎日で人生終わるのかなあと思いながら過ごしてきました。

そんなある日、一緒に現場で働く先輩が『夏休み期間だけど毎日子供の寝顔しか見てんし、何処にも連れて行ってんよ。俺の顔も忘れているはずな』と言う一言に、心が動きました。

明日は我が身! このままではダメだ! 独立開業出来る仕事は無いかと毎日インターネットで検索し自分でも出来るのでは? と思ったのが土地家屋調査士でした。

久しぶりの休みに本屋を訪れ、参考書を購入…登記? なんやそれ? うわっ! 嫌いな法律絡むのかあ。

あまり勉強をしてこなかった自分には参考書

に何を書いてるのかさっぱりでした。

まずはやってみよう! 会社を辞め、土地家屋調査士事務所に転職したものの、茶髪を注意され、ネックレスは外せと注意され、しまいには平日に飲み過ぎて寝坊! ひどい新人でした。(笑)

そんな新人も身なりを直し、真面目に仕事をこなしていくと責任感を持つようになり、補助者でありながら意識は土地家屋調査士でした。(笑)

そんな新人だった私が今となっては土地家屋調査士! 7年間お世話になった事務所を退職し念願の独立開業する事が出来ました。

業務以外のやる事の多さに、日々経営の大変さを実感しているところです。

夜中まで仕事して妻に怒られたり、事務所で寝て妻から心配の電話で起こされたり。

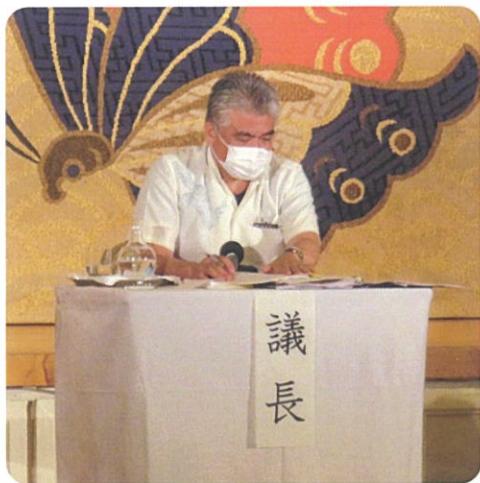
重機オペレーターの時より働いている気がしますが、お金も時間にも余裕が出来るように日々試行錯誤しながら業務を行っています。

駆け出しの調査士一年生ですが、先輩方に追いつけるよう切磋琢磨していきますので、よろしくお願いします。

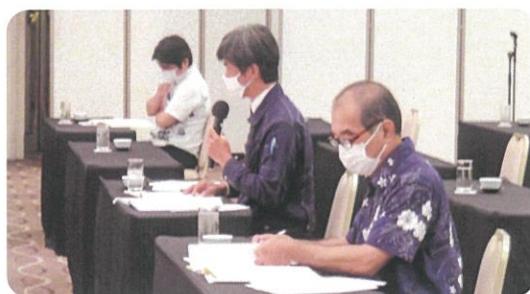
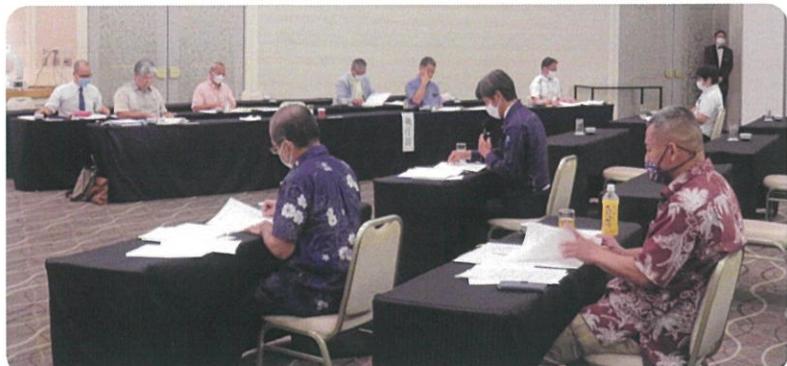
総務部理事池原祐治会員の司会で、最初に宜野湾支部の大城幸一会員、中部支部の山入端淳会員、菅野貫司会員、瑞慶覧朝桂会員のご冥福を祈り、黙祷を捧げてから総会を開始しました。



議事は、島袋裕二副会長が議長を務め、出席人数14名、委任状提出者146名で成立していることが報告され、平成31年度(令和元年度)事業報告及び会務報告、一般会計収入支出決算書の説明、監査報告、承認、会則の一部改正審議、令和2年度事業計画並びに令和2年度予算審議、上記各議案に対し事前に会員へ募った質問、要望事項に答えるとともに会場からの質問に答えて承認、決議され終了しました。



議長は島袋裕二副会長



金城行男会員の質問
手前は伊盛進会員
奥は平西雅也会員



福原義隆業務部長の回答



花城康喜社会事業部長の説明

令和2年7月31日(金) 土地境界トラブル無料相談会



新型コロナ禍のため、本会にて花城康喜会員と伊盛進会員による電話での受付となりました。各支部では12名の会員の方に協力いただき待機してもらいましたが、残念なことに午前中の1件しか電話が掛かってきませんでした。

那覇支部の屋宜強会員、宮城朝光会員、南部支部の城間盛義会員、上原清会員、宜野湾支部の平西雅也会員、桃原達治会員、中部支部の池原祐治会員、島袋憲一会員、北部支部の比嘉啓勝会員、松本武寿会員、宮古支部の下地和博会員、八重山支部の遠藤正夫会員には待機していただき、ご協力ありがとうございました。

令和2年11月20日(金) 令和2年度 第1回業務研修会

講師 ライカジオシステムズ株式会社 LHI事業推進部 部長 大八木 正弘様

- 内容**
- 1.「たかがトータルステーション、されどトータルステーション。」
 - 2.「GNSSの稼働率を500%アップしよう！」
 - 3.「土地家屋調査士が3Dレーザースキャナーを導入したら。」





会則の変更について

総務部長 平 良 正 人

会則が変更され、令和2年8月1日から施行されています。

会員の皆様はすでにご承知の事とは思いますが、重要と思われる主な変更箇所を改めて記したいと思います。

まず、(電子証明書)第8条の2が追加され、会員は電子証明書の取得が義務付けされました。これは、法務省民事局と日調連が協議を重ねたうえに運用された調査士独自の電子申請方式(調査士報告方式)の積極活用を目するためのものです。今般、国(法務省民事局)はIT技術の活用による登記事務の効率化を進めており、法務局が運用している登記システムV30との連動性を持つ調査士報告方式電子申請を推奨し、当会への協力依頼があります。調査士にとっても利便性の高い調査士報告方式ですが、その運用開始にあたって開催された法務省民事局と日調連の協議のなかで、資格者代理人である調査士が申請する場合は原則電子申請とすることが望ましい旨の話し合いが行われた経緯があり、それに基づいて、日調連は電子証明書の取得の義務付けを各会に要請していました。

第二に、(研修の受講)第86条第2項で、日調連又は調査士会が指定する研修の受講を義務付けました。これは、日調連会則の(研修)第67条第2項と主旨を一にしたものです。実施要綱(案)によると、如何ない理由により受講できなかった場合の救済措置は有りますが、指導にもかかわらず受講義務を果たさない場合には、最終的に注意勧告に進むことになっています。現在のところ、日調連が指定する研修は、年次研修(5年に一度)と新人研修にする予定のことです。年次研修は今年度から運用する予定ですので詳細が判り次第皆様へ周知致します。

第三に、(業務の取扱い)第92条です。ここでは、「通達及び本会の制定する要領等に準拠し」から「通達に準拠し」に変更しています。

沖縄会では、平成10年5月15日の総会において、日調連発行の『調査・測量実施要領』は当会が制定する要領にあたるとして議決しており、現在のところ準拠しなければならない要領は『調査・測量実施要領(第6版)』となります。しかし、今後、令和3年6月1日運用開始予定の新たな『業務取扱要領』が準拠する通達に変更されます。なお、「業務取扱要領」については、連合会からの最終的な通達が有り次第、会員の皆様にお知らせいたします。

第四に、(事件簿)第97条では、事件簿の保存期間は、閉鎖後5年から7年に改訂されました。これは、土地家屋調査士法(除斥期間)第四十五条の二における七年に合わせたためです。

会員の皆様におかれましては、その他の変更内容についても諸規定集でのご確認、ご理解をいただき、職責の遂行をお願いします。



新旧三角点成果の比較について

業務部長 福原義隆

1、はじめに

日々、依頼業務を完遂していく中で、ある日「どこそこの件だけど・・・。」と、数年前の測量現場について、他の会員からの連絡を受けたとき、心臓がキュッとなり、しどろもどろになってしまうのは私だけではないはずです。抜かりのないように業務完遂しているはずが、「何かやらかしただろうか・・・。」と考え、気が気ではないですよね。不安要素としては様々あると思いますが、資料等の調査不足の疑いや初めて耳にする事がある時などは、もう自分自身にがっかりしてしまいます。

そんな不安要素を1個ずつ減らすため、入会して間もない会員から熟練会員まで、頭ではわかっているけど、これまで資料として目にした事がないようなものをまとめ、知識を共有できるようにしたい。全会員が同じように広い知識をもって業務遂行すれば、自然に同じような結果になる。今回の事業が、その第一歩となれば幸いです。

2、新旧三角点成果の比較表作成についての背景

〔1〕測量法の改正

皆様ご承知のとおり、2002年（平成14年）4月、改正測量法の施行により、それまでの「日本測地系」に代わり「世界測地系」を用いることとなりました（詳細は国土地理院のホームページを参照）。それに伴い、三角点等成果についても、「日本測地系」から、「世界測地系」に変換補正され、公表されたものを利用する事となりました。

もう一つ、現在法務局で交付申請し、入手できる地図の中で、2002年（平成14年）以前に「日本測地系」で作成された地図等は、図郭座標値に国土地理院が公表した座標補正パラメーター（TKY2JGD）による補正がされており、業務においては、それら補正済みの世界測地系座標を読み取り、復元等に利用される事が多いのではないかでしょうか。

<補足>

TKY2JGDは、基本的に〔日本測地系：ベッセル楕円体〕に準拠した座標値を世界測地系〔ITRF94 座標系：GRS80 楕円体〕に準拠した座標値に変換するだけのツールです。言い方を変えると、国土地理院の基準点成果表（測量法改正前）の座標値と整合した座標値を変換するためのものです。

注意：座標値を比較検証できるのは、改測前後で同一点の場合。なお、表の様式については、変更する場合もあります。

- ※1 現在公開されている改測後の「世界測地系」成果座標
- ※2 「日本測地系」の成果座標
- ※3 ※2をパラメーター変換（TKY2JGD）した座標
- ※4 ※1と※3の座標差 この例では南に28mm、東に262mmの変動量がある。



表1の場合、単純に言うと、この一等三角点の周辺では、パラメーター変換（TKY2JGD）された地図の読み取り座標も南に28mm、東に262mm近くの変動があると考察できる。これらの結果を、復元位置の検討材料に加味する。

誤解のないように繰り返しますが、パラメーター変換（TKY2JGD）された座標値を改測後の三角点等をもとに、復元しようとする際に注意が必要だという趣旨です。

復元に使用する基準点や多角点及び復元座標値がこれまでどのような経緯を辿ってきたのか。その違いを知り、考慮したうえで復元位置を検討する。それが本当の意味での復元作業に、より近づくのではないでしょうか。

4、おわりに

多くの会員の皆様にとっては、至極当然のお話だったかもしれません。しかし、今回は、はじめに触れたように、「知識の共有」をテーマとし、入会して間もない会員向けの発信と致しました。コロナ禍の折、諸先輩方からの知見を収集できる場が極端に減り、土地家屋調査士として大きく進化する機会も失っている気がします。ただ、自己研鑽の機会は奪われておりません。かの有名な福沢諭吉はこう言っています。"進まざる者は必ず退き、退かざる者は必ず進む" 人は「留まることはできない」ということです。留まっていれば世の中や周りの人々はどんどん前に進んでいく。そうなると相対的に自分は後退してしまうことになります。常に前に意識を持って歩んでいく大切さを伝えてくれています。

さて、『新旧三角点成果の比較表』ですが、現在、会員の皆様のご協力のおかげで、資料公開に向け、仕上げの段階を迎えております。下手な解説で、説明が不十分であったと思いますが、公開した際には、ぜひ業務にご活用頂き、一つの不安要素が解消できればと考えております。

令和2年度法務大臣表彰受賞者インタビュー

受賞者：那覇支部 久高兼一会员

当会那覇支部の久高兼一会员が、令和2年6月16日付けで法務大臣表彰を受賞されました。本来は、日調連第77回定期総会にて、森まさこ大臣より表彰状を授与される予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から授与式が取りやめとなり、後日、宅配で受け取ったそうです。

久高会员は、これまで沖縄会の常任理事を4期8年、会長職を3期6年務められていらっしゃいます。次は、久高兼一会员へのインタビュー内容です。



〈聞き手と記事執筆 広報部長 近藤 哲司〉

—— 役員在任中に思い出に残っている事は何ですか。

久高会员：「初めての理事就任の平成17年5月、当時の金城榮秀会長の下、常任理事総務部長になり、沖縄県土地家屋調査士会創立40周年式典・祝賀会を担当し、資料や情報が少ない中で、無事に盛会できたことが、最初の大仕事でした。

また、不動産登記法の一部改正によるオンライン申請、規則第93条但し書の不動産調査報告書の導入、筆界特定制度の創設、おきなわ境界問題相談センター設置に伴う臨時総会、設立記念式典祝賀会、特別研修を立て続けに対応しました。今でも、当時の金城榮秀会長、大城学副会長の役員とは、あの2年間は、とても目まぐるしく、5年分くらいの仕事を執行部はしたねと語り草になっています。

平成19年度から宮城朝光会長の下では、総務部長として1期2年務め、平成21年度

からは初代社会事業部長に就任、翌年には全国一斉不動産表示登記無料相談会（当会では、「土地の境界トラブル無料相談会」で周知。土地家屋調査士の知名度向上と社会貢献を目的。）を担当、各支部のご協力のお陰で、全国で比較すると沖縄会は、相談件数がたいへん多く注目されたとのこと。（平成30年10月の日調連月刊誌の土地家屋調査士では糸数厚広報部長がこの点についてご執筆されました。）

また、平成23年度は、宮城朝光会長が日調連九州ブロック協議会会長に就任したため、私が事務局長になり、いい経験をさせて頂きました。」

と感慨深げに話されました。

—— 平成25年5月に会長に就任されてからはどうですか。

久高会员：「早速、当時の比嘉定善副会長、島袋裕二副会長の他、役員の皆さんが

事務連絡
令和2年8月

会員各位

沖縄県土地家屋調査士会
会長 比嘉 定善 (印略)

日本加除出版株式会社「Legal Garden」について（お知らせ）

平素は会務の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび本会では、日本加除出版株式会社が提供する情報検索サービス「Legal Garden」の団体利用契約を更新いたしました。

当該契約に伴い、本会の会員は、令和3年10月14日までの期間中、「Legal Garden」のすべてのサービスを無償で利用いただけますので、是非ご活用いただきますよう、お知らせいたします。

なお、「Legal Garden」のサービス内容につきましては、下記 URL をご参照ください。
また、ご利用の際にはユーザ登録が必要となります。既に登録済みの方は、自動的にご利用いただけますが、登録の際に「所属団体」を選択されていない方は、登録情報の変更が必要となります。新規登録や変更方法については、別紙「ユーザ登録のご案内」をご参考ください。

Legal Gardenについて詳しくはこちら

<http://www.kajo.co.jp/legalgarden/>

【本件に関するお問合せ先】

日本加除出版株式会社 Legal Garden サポートデスク (月～金(祝日は除く)9:00～17:00)

TEL : 03-3952-5740 / FAX : 03-3953-6601 E-Mail : lg@kajo.co.jp

所属団体を選択されていない方

ユーザ登録(個人のお客様)

利用規約 「利用規約に同意する」ボタンを押してご確認ください。
利用規約をご確認いただき、同意いただける場合には「利用規約に同意する」をチェックしてください。
ご同意いただけない場合は、ユーザ登録及びトライアルのご利用をしていただくことができませんので予めご了承ください。

利用規約に同意する

ログイン情報 ログインに使用するIDとパスワードです。
お客様のログインIDとパスワード(任意)を設定していただきます。

会員登録項目です。

ログインID* taro **重複確認** (半角)英数字4文字以上
「_」の記号を使うことができます。

パスワード* ***** (半角)英数字6文字以上
大文字小文字の區別があります。

(確認用)* ***** 確認のため、コピーせずに再度ご入力ください。

お客様情報 ご登録されるお客様の情報をご入力ください。

会員登録項目です。

お名前* 姓: 加藤 名: 太郎 **（全角）例: 加藤**
姓: 太郎 **（全角）例: 太郎**

フリガナ* 姓: カヨウ 名: クロウ **（全角）例: カヨウ**
姓: クロウ **（全角）例: クロウ**

メールアドレス* taro@kajo.co.jp **（半角）例: taro@kajo.co.jp**

(確認用)* taro@kajo.co.jp **確認のため、コピーせずに再度ご入力ください。**

郵便番号* 1718510 **住所検索** (半角数字、ハイフンなし)例: 1718510

都道府県* 東京都

市区町村* 葦島区 **（全角）例: 葦島区**

丁目までの住所* 南長崎3丁目 **（全角）例: 南長崎3丁目**

丁目以降の住所 XX番X号 **（全角）例: XX番X号**

ビル名 **（全角）例: XXXマンションXX号室**

勤務先名 **（全角）例: 日本加除出版株式会社**

所属 **（全角）例: システム開発部**

業種* 土地家屋調査士

所属団体* 沖縄県土地家屋調査士会

電話番号* 0123456789 **（半角数字、ハイフンなし）例: 0123456789**

注1: (注1) 下からお選び下さい。

トップページへ **確認画面へ**

(1) Legal Garden にアクセスします。

(<https://legalgarden.kajo.jp>)
または「Legal Garden」で検索

(2) ログイン欄からログイン ID およびパスワードを入力し、ログインします。

(3) 契約更新・明細確認

欄の管理用 ID 欄に管理用 ID を入力し「ユーザ情報確認・変更」ボタンを押下します。

契約更新・明細確認

管理用ID [未入力] **ユーザ情報確認・変更**

契約・更新・明細確認

契約の変更・明細確認には管理用IDが必要です。

(4) ユーザ情報変更画面(左図)が表示されます。

「業種」項目で「土地家屋調査士」を選択いただくと、「所属団体」項目が表示されますので、「沖縄県土地家屋調査士会」を選択して再登録してください。^(注1)

業種* 土地家屋調査士

所属団体* 沖縄県土地家屋調査士会

【ご注意】 上記の選択をせずに登録された場合、このサービスは適用されません。

(5) ユーザ情報の変更を終えたら、「確認画面」ボタンを押下し、確認画面にて内容に問題がなければ「登録」ボタンを押下します。これでユーザ登録変更は完了です。

加藤 太郎 様

Legal Garden ユーザ登録内容の変更が完了いたしました。

Legal Gardenをご利用いただき、誠にありがとうございます。
ユーザ登録内容の変更が完了いたしましたので、お知らせいたします。
変更後の登録内容は、Legal Garden「ユーザ情報確認・変更」画面にて
ご確認いただけます(ご確認には、管理用IDが必要です)。

Legal Gardenトップページはこちら
<https://legalgarden.kajo.jp/>

引き続き、Legal Gardenをよろしくお読みください。

(6) 登録変更後、登録変更完了のお知らせをメール(右図)にでていますので、ご確認ください。

~~~~~ 【日本加除出版からのお知らせ】 ~~~~~

本ご案内の内容が第三者に漏えいすることのないよう、お取り扱いにご注意ください。

上記の期間経過後、お客様からのお申込みがない限り、自動的に有料契約への移行はされません。

有料契約への移行を希望されるお客様は、お申込み手続きが必要となります。ご契約等に関するご案内や申込方法については、Legal Garden の HELP またはよくある質問をご覧ください。

本件に関する  
問合せ先：

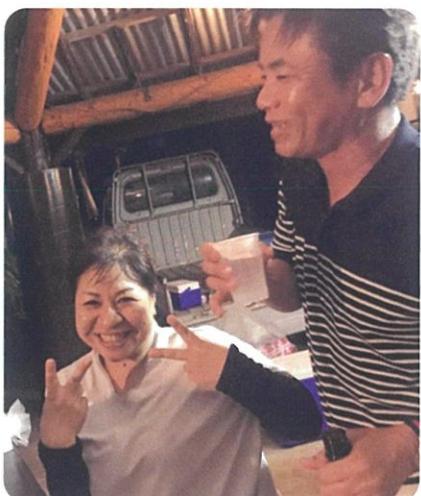
日本加除出版株式会社 Legal Garden サポートデスク

TEL : 03-3952-5740 E-Mail : lg@kajo.co.jp (月～金(祝日は除く)9:00～17:00)

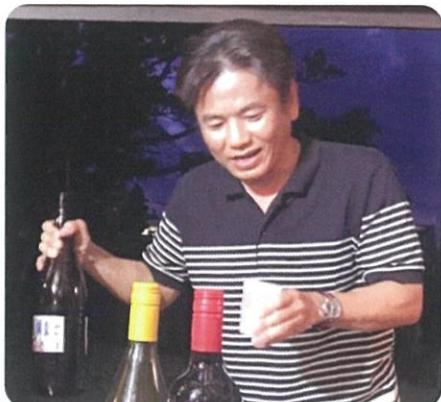


## ◎ スナップ写真集

令和2年6月27日(土) 友利哲也さん土地家屋調査士試験合格祝賀会



友利夫妻



宮古支部に於いて、15年ぶりに土地家屋調査士試験合格者が出来ました

令和3年2月19日(金) 政治連盟総会



新会長に糸数厚氏が就任しました。



起きて



起きて

### 緊急事態宣言解除後の反省会(とある居酒屋で)



おじさんたちの会話:

中堅は  
「しっかりやれよー」

間に挟まれて年配は  
「そんなに何もしてないかなー」  
(シーサーは額くだけ)

若輩は  
「そうですよねー」



そんな中でも  
能天気なおじさん



本当にこのおじさんたちは・・・



このマドンナは誰?  
この笑顔だけが救いですね



名誉挽回してるぜー

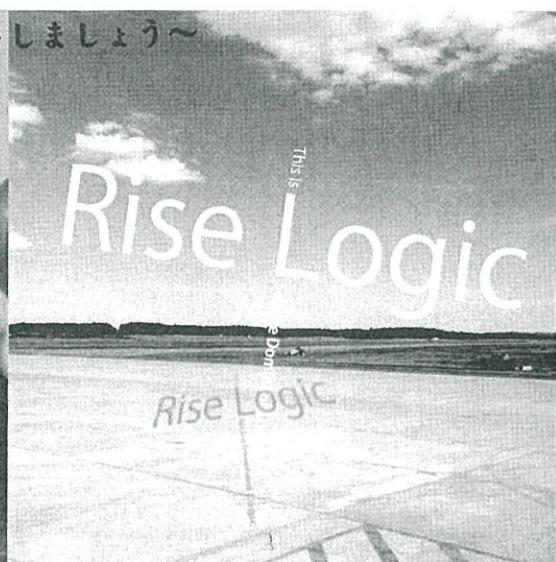
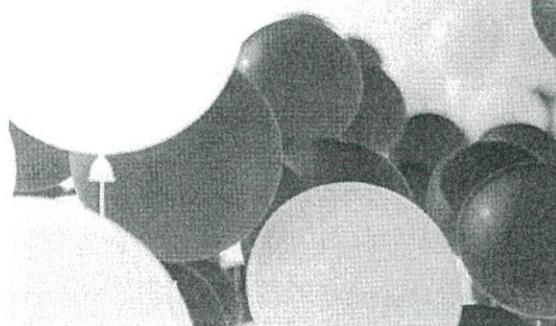
(このような雰囲気が見えるスナップ写真)

# Think different

## Support

## Service

～新しい発想をしましょう～



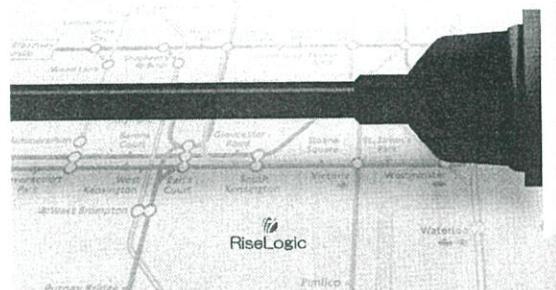
# 株式会社Rise Logic

沖縄県中頭郡北中城村字島袋549-46

TEL 098-933-6381

[Info@rise-logic.com](mailto:Info@rise-logic.com)

As a computer apparatus sale  
company in Okinawa,  
I establish the position,  
and we Riselogic  
provides the service in conjunction  
with the computer among a company.



News

Release

Icon

K

keyboard

K

key

I

Icon

Solution

Rise Logic



## 【好評図書のご案内】

**土地家屋調査士の業務の核である  
正確な「地積測量図」「調査報告情報」作成のために**



### **改訂 表示登記添付情報作成の実務**

日本土地家屋調査士会連合会 会長推薦

#### 地積測量図・調査報告情報

国吉正和 監修 内野篤 著

2016年11月刊 B5判 304頁 定価3,520円(本体3,200円)

- 土地家屋調査士の土地に関する表示登記を解説。また、調査報告情報の改定様式に対応。
- 具体的な地積測量図(2色刷)を掲げ、作成方法、留意点について解説。
- 地積測量図を作成した時期による特性、留意点も解説。

**押さえておくべき知識から希少な事例まで現場での疑問・実例を網羅!**



### **新版 Q&A 表示に関する登記の実務**

関係者必携のロングセラー!

中村隆・中込敏久 監修 荒堀稔穂 編集代表

**第1巻 登記手続総論・土地の表題登記・分筆の登記**  
2007年1月刊 A5判 560頁 定価5,170円(本体4,700円)

**第2巻 合筆登記・地積更正・地目変更・地図訂正**  
2007年5月刊 A5判 560頁 定価5,280円(本体4,800円)

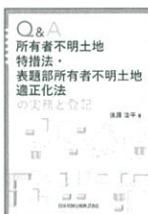
**第3巻 地積測量図・土地の滅失の登記・特殊登記**  
2007年11月刊 A5判 500頁 定価4,950円(本体4,500円)

**第4巻 建物の表題登記・建物の増築の登記**  
2008年5月刊 A5判 504頁 定価4,950円(本体4,500円)

**第5巻 建物の合体・合併・分割の登記、区分建物の登記、  
建物の滅失の登記、建物図面関係**  
2008年12月刊 A5判 640頁 定価6,050円(本体5,500円)

**特別編 筆界特定制度 一問一答と事例解説**  
2008年1月刊 A5判 672頁 定価6,160円(本体5,600円)

**用語解説等の基礎知識から登記実務まで、網羅的に解説!**



### **Q&A 所有者不明土地特措法・ 表題部所有者不明土地適正化法 の実務と登記**

元・東京法務局城北出張所長、元・甲府地方法務局首席登記官 後藤浩平 著  
2020年3月刊 A5判 488頁 定価5,280円(本体4,800円)



### **家庭の法と裁判 31**

FAMILY COURT JOURNAL

2021年4月刊 定価1,980円(本体1,800円)

#### **特集 所有者不明土地関係の新たな規律**

- 所有者不明土地関係に係る民法・不動産登記法等の改正と相続法の規律の変更  
京都大学大学院法学院研究科教授 潮見佳男
- 新しい財産管理制度と所有者不明土地問題解決の展望  
弁護士 中村多美子
- 不動産登記実務の視点における改正法の内容・影響や留意点  
司法書士 隠山克典 など

**日本加除出版** TEL 171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp  
TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061 (営業部) ツイッターID:@nihonkajo



安定した「はかる」を提供します

# 株式会社 測機システム

## サービス事業部 メーカー問わざご相談下さい

## レンタル事業部 最新機器をご用意しております

## 販売サポート 事業部 業務効率化を応援します

JSIMA日本測量機器工業会  
校正・検査認定事業者  
ソキア認定サービス店  
5方向 コリメータ設備  
GNSS(GPS)検査設備



測量機検定室

- ・社内検査  
定期点検、修理、校正検査
- ・証明書発行  
検査報告書、検査成績書  
校正証明書  
\*GNSS/GPS検査成績書もOK
- ・機器検定受付  
日本測量協会技術センター  
日本測量機器工業会(JSIMA)

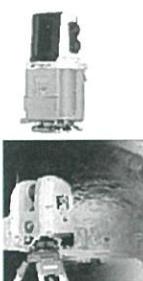
## SOKKIA

トプコンソキアポジショニングジャパン  
ビジネスパートナー



福井コンピュータ認定店

### ・3D計測



### TOPCON

- ドローン、スキャナー  
3D解析サービス  
他レンタルあります！
- ・路面形状計測
  - ・ボリューム計測
  - ・構造物、建築物調査
  - ・災害・事故調査
  - ・河川、ダム、堤防計測
  - ・トンネル内空断面計測
  - ・遺跡調査など

### ・GNSS・MTS測量

超コソ<sup>ワ</sup>トGCX3

### i-Construction



マソコトロール MC/MG

- ・電子平板、ライルーザー、トラシーバー
- ・環境測定機器、建設材料試験機

(振動騒音・ガス酸素・水質・土質・風速計など)

### ・ソフトウェア

土地家屋調査士専用  
公共測量・設計専用  
土木測量専用  
土木積算専用  
建築設計専用  
導入指導・保守

### ・ハードウェア

ペンコン、パソコン  
周辺機器一切  
ネットワーク設置  
リモートサポート  
メンテナンス

- ・測量／計測機器全般
- ・環境測定機器／安全機材
- ・建設材料試験機
- ・境界明示用品(フラッガ他)
- ・設計／製図用品
- ・複写機／家電
- ・事務機／事務用品
- ・セミナ-企画(CPD/CPDS)
- ・講師派遣など

お問合せはお気軽に電話下さい！

TEL 098-857-6500

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄753番地8 (小禄前原郵便局となり)

<http://www.sokki-system.jp/>

FAX 098-857-0713

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

# 損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい  
桐栄サービスの願いです

## 職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

## 団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

## 団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず

- 1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
- 2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

## 測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。

## 集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店

有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166 FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したもので、詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。